

屋外体育施設における気象状況による使用料金の還付表

気象種別	雨天	暑さ	その他気象条件	危険事案
還付条件	現場にて降雨、雷が確認された場合、各注意報が発令された時に使用者が使用中止を申し出た場合、又は、降雨によるグラウンドコンディションが不良の場合	熱中症予防対策を目的として使用者から中止の申し出があった場合、又は、エアコン等の暑さ対策設備がない施設において、翌日のWBGT予測値が33以上に達した場合	その他の気象状況 (濃霧や光化学スモッグ等により、屋外での活動が危険であると指定管理者が判断した場合又は凍結、強風で施設が利用できない場合など)	施設近隣における危険な野生動物の出没、不審者の徘徊、または重大な事件等の発生
還付基準	使用開始前・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過するまでの中止・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過後に中止・・・返還しない	使用開始前・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過するまでの中止・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過後に中止・・・返還しない	使用開始前・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過するまでの中止・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過後に中止・・・返還しない	使用開始前・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過するまでの中止・・・全額返還 使用開始から使用区分の2分の1を経過後に中止・・・返還しない ※使用開始後の中止については、使用中に危険事案が発生した場合のみ可能
気象庁発表	大雨警報、洪水警報、雷注意報、竜巻注意情報	WBGT33以上 (使用者からの中止の申し出の場合は指数を問わない)	濃霧注意報、光化学スモッグ注意報、強風注意報など	—
取扱い開始日	雨天時取扱い 平成22年4月1日から 注意報及び警報による取扱い 令和7年5月1日から	熱中症予防目的による還付取扱い 平成30年7月19日から WBGT予測による中止方針 令和6年8月1日から	令和7年5月1日から	令和7年5月28日から
判断者	指定管理者または使用者	指定管理者または使用者	指定管理者	指定管理者